

千葉市政担当記者 様

平成29年5月25日
市民局市民自治推進部
広報広聴課
電話 245-5013
内線 2121

千葉県行政書士会との災害時における支援協力に関する協定の締結について

本市は、災害時に備え、千葉県行政書士会との間に、災害時における被災者支援を目的とした相談窓口等の支援協力に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

1 趣旨

地震、風水害、その他の災害が発生した際、本市の依頼により千葉県行政書士会が会員を派遣し、被災者の各種申請に関する相談窓口の開設及び本市が必要と認める業務を遂行することで、被災者を支援することを目的とした協定を締結するもの。

2 協定内容

- (1) 本市の依頼による千葉県行政書士会の会員の派遣
- (2) 千葉県行政書士会による被災者支援を目的とした相談窓口の開設及び運営
- (3) その他、本市が必要と認める業務の遂行

(参考) 行政書士会が対応できる業務内容

- ・ 災証明書の申請に関する事
- ・ 仮設住宅の申し込みに関する事
- ・ 災害派遣等従事車両の申請に関する事
- ・ 災害給付金等の申請に関する事
- ・ 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する事
- ・ 各許認可手続きの延長特例等に関する事
- ・ 軽自動車及び二輪車の登録抹消の申請に関する事
- ・ 戸籍、住民票等各証明書の交付申請に関する事
- ・ その他、本市又は本市が指定する区市町村から要請のあった事項

3 協定締結日

平成29年5月24日（水）



協定の締結式

4 その他

千葉県行政書士会との災害時における支援協力に関する協定の締結は、県内の市では8市目となります。